

## 議案第30号

### 財産の交換について

下記のとおり財産を交換することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部 一 男

#### 1 不動産の表示

交換により取得する財産（土地）

所在地	地目	地籍
清水町御影東1条2丁目2番1	宅地	218.18㎡
清水町御影東1条2丁目2番2	宅地	267.76㎡
清水町御影東1条2丁目2番3	宅地	49.58㎡
清水町御影東1条2丁目4番1	宅地	218.18㎡
清水町御影東1条2丁目4番2	宅地	267.76㎡
清水町御影東1条2丁目4番3	宅地	49.58㎡
清水町御影東1条2丁目6番	宅地	535.53㎡
清水町御影東1条2丁目8番	宅地	535.53㎡